

お知らせ

紹介状をお持ちでない方は、平成30年4月から
「選定療養費」が5,400円（税込）に変わります

平成30年4月1日より下記の通りに変わります

[現行]

3,240円（税込）



[平成30年4月1日以降]

5,400円（税込）

初診料を算定する患者様が、他の医療機関からの紹介状を
お持ちでない場合にご負担いただきます。

初診料を算定する方は、以下の患者様です。

- ①当院を初めて受診される方
- ②以前に当院を受診された方でも現在は通院されていない方
- ③自己判断で診療を中止され、しばらく受診していない方
等

尚、医師の指示で継続して診療を受けられている患者様、新たに
他の診療科を受診する場合は該当致しません。

又、これらの選定療養費は、救急でやむ得ない事情により来院
された患者様（救急車で来院された場合等）には適用になりません。

大阪回生病院院長